

入札及び契約心得

(令和8年1月28日改訂)

航空自衛隊 第4航空団基地業務群 会計隊契約班

分類番号：A-40-034

保存期間：特定日以後1年

保存期間満了時期：未定

作成年度：2025年度

枚数：18枚

開示判断：開示

目次

1	目的	1
2	通則	1
3	登録	1
4	公告等	1
5	説明会	2
6	入札保証金	2
7	入札等	2
8	無効入札	4
9	開札及び落札	4
10	契約の締結	5
11	契約保証金	6
12	権利義務譲渡	6
13	下請負	6
14	納期等遅延	7
15	契約の解除等	7
16	契約の変更	8
17	事情の変更	8
18	監督・検査等	9
19	代金の支払請求	9
20	契約不適合	10
21	相殺	11
22	サプライチェーン・リスクへの対応	11
23	不当介入を受けた場合の措置	12
24	その他	12
	附則	12

1 目的

この心得は、航空自衛隊第4航空団契約担当官（以下「契約担当官」という。）との間で請負、売買その他の契約について入札又は見積り（以下「入札等」という。）に参加しようとする者、契約を締結する者及び契約を締結した者（以下「相手方」という。）が知り、かつ、守らなければならない事項を定めることを目的とする。

2 通則

相手方は、この心得を熟知のうえ、一般競争における入札及び随意契約における見積並びに契約の締結を行い、これらに関する義務の履行又は権利の行使にあたらなければならない。また、相手方は競争に付する事項及び見積り条件並びに仕様書及び適用する契約条項を含む契約の内容を十分に理解するとともに、信義誠実の原則を守り、関係法令を遵守しなければならない。

3 資料の提出・提示

相手方は、航空自衛隊第4航空団会計隊（以下「会計隊」という。）に資料を提出又は提示する場合には、不真正な資料を提出又は提示してはならない。

3 登録

- (1) 相手方となるためには、入札等に参加する当該年度における全省庁統一資格審査又は防衛省競争資格審査の有資格者でなければならない。ただし、随意契約による場合又は契約担当官が必要と認めた場合はこの限りではない。
- (2) 前号のほか工事に係る入札に参加するための資格審査及び申請方法は、別に示す。

4 公告等

- (1) 一般競争に付する場合は、次に掲げる事項を記載した公告が入札期日の前日から起算して、少なくとも10日前までに次号に掲げる掲示場所等に掲示される。ただし、緊急を要するとき若しくは再度公告入札を実施する場合は、その期間を5日前までに短縮することがある。
 - ア 競争入札に付する事項
 - イ 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
 - ウ 適用する契約条項
 - エ 入札の場所及び日時
 - オ 保証金に関する事項
 - カ 入札の無効に関する事項
 - キ 契約書等作成の要否
 - ク その他必要な事項
- (2) 掲示場所等
 - ア 航空自衛隊松島基地正門前掲示板
 - イ 航空自衛隊松島基地会計隊事務室前掲示板

ウ 松島基地ホームページ(松島基地調達情報)

(<https://www.mod.go.jp/asdf/matsushima/tyotatu/index.html>)

- (3) 指名競争に付し又は随意契約による場合には、第1号に掲げる事項(ただし第1号イを除く。)を入札(見積)通知書等により相手方に直接通知する。

5 説明会

説明会は原則として行わないものとする。ただし、契約の目的に関して書面による事ができない事項、誤解を生じやすい事項について明らかにし、将来の紛争を避けるため契約担当官が特に必要と認める場合は、その実施を公告において示すものとする。

なお、説明会を行わない場合においても、公告及び入札等の内容について個別の照会に応じる。

6 入札保証金

- (1) 相手方は、入札期日の前日(特別の理由のある場合は入札期日)までに、見積る金額の100分の5以上の入札保証金を納めなければならない。ただし、公告又は入札(見積)通知書(以下「公告等」という。)において入札保証金の納付を免除している場合はこの限りではない。
- (2) 入札保証金は、航空自衛隊第4航空団歳入歳出外現金出納官吏(以下「現金出納官吏」という。)に納付する。
- (3) 入札終了後、落札者以外の相手方に対しては、直ちに入札保証金を返還する。なお、落札者については、契約締結後に契約書を現金出納官吏へ提示し、返還を受けるものとする。
- (4) 落札者が契約を結ばない場合は、納付された保証金は、国庫に帰属し、入札保証金の納付を免除した場合においては、入札金額の100分の5に相当する額を違約金として納めなければならない。

7 入札等

- (1) 相手方は、公告等で定められた入札に参加し又は随意契約の商議に応じるときは、入札担当職員の指示に従い、当該公告等に定められた日時及び場所に入札書又は見積書を提出しなければならない。

なお、入札に参加する場合には、次に掲げる事項を守らなければならない。

ア 提出した入札書の引替え、変更又は取消しをすることはできない。

イ 相手方又はその代理人若しくはこれらの社員等は、当該入札に対する他の相手方の代理(二重代理)をすることはできない。

ウ 相手方は、入札に際し、再度の入札に備え必要な部数を持参しなければならない。

エ 公告又は通知において入札保証金の納付を必要とする場合には、当該納付を証する保管金受領書等を入札に先立って提出しなければならない。

オ 入札の参加者が代理人である場合には、次に掲げる内容が記載された委任状

を入札に先立って提出しなければならない。ただし、当該委任に係る委任者及び受任者が同じであり、かつ、委任事項に変更がない限り、あらかじめ入札等に関する委任状を提出することにより、当該年度に限り、委任状を都度提出することを省略することができる。

この場合において、特定の入札に関してのみこれと異なる代理人を選任して委任することは認めない。

- (ア) 代理人の氏名
 - (イ) 入札件名
 - (ウ) 委任された権限の細部内容
 - (例) 入札書の提出に関する一切の権限
 - 入札書及び見積書の提出に関する一切の権限
 - 入札書及び見積書の提出並びに契約の締結に関する一切の権限
 - (エ) 委任期間
 - (オ) 委任者の住所及び氏名
 - (カ) 提出する宛先(契約担当官の官職氏名)
- (2) 相手方は別紙に示す「暴力団排除に関する誓約事項」の内容を承諾し、相手方は提出する入札書又は見積書に本心得を承諾した旨を記載することにより当該誓約事項のとおり誓約したものとする。
- (3) 入札の日時に遅れたときは、原則として相手方は入札に参加することができない。ただし、遅れたことについてやむを得ない理由があり、入札前において入札参加者全員が認めた場合に限り入札に参加することを認めることがある。
- (4) 入札は、入札箱に投函することにより行う。ただし、契約担当官が郵便による入札を認めた場合において、郵便により入札に参加しようとする相手方は、公告に記載された照会先の担当者（以下「担当者」という。）へ郵便による入札参加の意志を事前に伝えるとともに、次に掲げる事項を厳守し、入札書を郵送するものとする。
- なお、入札日時以前に送付された入札書の引換え又は取消しは可能である。
- ア 入札書を内封筒に封入し、外封筒の表面に「入札書在中」と朱書きする。
- イ 書留郵便又は配達証明郵便により、入札開始前までに到着するように契約担当官宛に送付する。
- (5) 前号に基づき、郵便により入札に参加した相手方は、入札価格のうちで予定価格の制限に達したものがないときに必要に応じて実施する再入札に際しては辞退したのものとして取り扱う。
- (6) 入札室への携帯電話、スマートフォンを含む携帯型情報通信機及びカメラ、ボイスレコーダー等の記録機器等の持込みを禁止する。
- (7) 入札室へ入室後は、他者との私語を禁止する。
- (8) 入札時の途中退出は原則として認めない。ただし、あらかじめ担当者を通じて契約担当官の許可を得た場合については、この限りではない。
- (9) 同等品申請
- ア 相手方は、公告等により定められた入札に参加し又は随意契約の商議に応じる

際、同等品により応札する場合は、当該公告等に定められた期日までに同等品確認申請書を契約担当官に提出しなければならない。

イ 前アに基づき提出された同等品確認申請書は、分任物品管理官の審査を経て、同等確認結果通知書により通知する。

- (10) 相手方は『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』（令和4年9月13日ビジネスと人件に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努める。

8 無効入札

次の各号の一に該当する入札等は無効とする。

- (1) 競争参加に必要な資格を有しない者のなした入札
- (2) 別紙に示す「暴力団排除に関する誓約事項」による誓約を拒否する者、制約に虚偽のあった場合又は制約に反する場合
- (3) 所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない者又は所定の額に達しない者
- (4) 所定の日時までに所定の場所に到達しない入札
- (5) 郵便による入札を認めない場合の郵便による入札
- (6) 総額(単価)で決定すべき入札の場合に、総額(単価)の入札金額の未記入
- (7) 談合等により、他人の競争入札を妨げた者又は担当者の職務を妨害した者
- (8) 同一事項について、一人が二通以上の入札書を同時に提出した場合
- (9) 代理入札の場合、委任状の提出がない代理人のなした入札
- (10) 入札書の記載事項及び入札金額が不明又は不明瞭な入札
- (11) 入札金額(親金額)が訂正された入札書

9 開札及び落札

(1) 開札は、入札執行の場所で、入札者の日前で行う。

(2) 落札者は、入札者のうち予定価格の $100 / (100 + \text{消費税及び地方消費税の税率を合わせた率を百分比で表した数値})$ に相当する価格の制限内で最低（国の収入に係る入札に際しては最高）の入札金額により入札を行った相手方とする。この場合、落札者となるべき同価の入札を行った相手方が2人以上あるときは、次に掲げる方法により落札者を決定する。

ア 同価の入札を行った相手方が、いずれも入札執行の場所にいる場合は、直ちにくじで落札者を決定する。

イ 同価の入札を行った相手方のうち、郵便による入札を行った者がいる場合又はくじを引かない相手方があるときは、その者に変更入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

(3) 予定価格が1千万円を超える工事又は物品の製造その他の請負契約の場合において次のいずれかに該当するときは、最低価格の入札金額であっても落札者としなことがある。

ア 予定価格に比べて入札金額が著しく低いことにより、その入札金額は当該契約

の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき。

イ 最低価格の入札者と契約を結ぶことが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当であると認められるとき。

(4) 入札者は、前号アの規定に該当し、契約担当官が低入札価格調査を行う際はその調査に応じるものとする。

ア 入札者は、契約担当官が入札価格の内訳書等の資料等の提出を求めた場合、必要な資料等を提出しなければならない。

イ 入札者が契約担当官の求める資料等を提出しない場合又は提出された資料等が不十分である場合は、入札者に対し説明を求めることがある。

ウ 入札者が契約担当官の求める資料等を提出しない場合及び説明に応じない場合は、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるものとして落札者としなければならない場合がある。

(5) 入札を行っても落札者がいないとき、又は再度の入札を行っても落札者がいないときは、次に掲げるいずれかの措置をとる旨を告げ、当該措置がとられる。この場合において休憩を行うときは、相手方は、入札担当職員の指示に従い行動するものとし、指示に従わないときは、入札に参加させないことがある。

ア 引き続き再度の入札を行う。

イ 再度公告又は通知により改めて入札を行う。

ウ 引き続き入札を行う。

(6) 落札者が契約を結ばない場合には、次に掲げるいずれかの措置がとられる。

なお、契約を結ばない落札者については、入札保証金を納付した場合にあっては入札保証金を国庫に帰属し、入札保証金の納付を免除した場合にあっては損害賠償の請求を受けるほか、指名の制限、資格審査の更新の制限等が行われることがある。

ア 再度公告又は通知により改めて入札を行う。

イ 低価の入札者から順次随意契約の相手方として商議を行う。

(7) 随意契約における商議等

ア 随意契約における商議は、見積書を提出して行うものとする。

イ 予定価格の制限内で商議が成立した相手方をもって随意契約の相手方とする。

ウ 一般的心得として、第7項から第9項第4号までの規定を性質の許す限り準用する。

(8) 仕様書等において特に指定のない限り、新品による納入とする。

10 契約の締結

(1) 相手方は、落札決定後、契約担当官の指定する日までに次に掲げる書類を提出しなければならない。

ア 契約書（正1部、副1部）

契約書の内容は、契約の目的、契約金額、履行期限、契約保証金、納地（履行場所）、その他必要事項について定め、その内容を契約担当官及び相手方双方にて確認を行い記名押印のうえ各1部を契約の証拠として保有する。ただし、契約金

額が250万円を超えない契約においては契約書の作成を省略することがある。
この場合、契約書に代えて請書（正1部）を徴取する。また、契約金額が100万円未満かつ契約担当官が作成の省略を認めた場合は、請書の徴取を省略することがある。

イ 印紙の貼付

契約の内容により印紙税法（昭和42年法律第23号）の適用を受ける場合は、契約書又は請書のうち、正1部に印紙税法に定める課税標準及び税率に応じた印紙税相当額の収入印紙を貼付け、消印しなければならない。

ウ 仕様書又は図面等

契約に係る付属書類として仕様書又は図面等を必要とする場合には、契約書又は請書に1部ずつ添付し、それぞれ割印をするものとする。ただし、請書において相手方が押印の省略を申し出て、契約担当官がこれを認めた場合はこの限りではない。

- (2) 相手方は、契約書を提出し、契約保証金の納付（免除された場合を除く。）が行われ、契約担当官等が相手方とともに契約書に記名押印したときに、当該契約を締結するものとする。
- (3) 契約の締結に要する費用は、すべて相手方の負担とする。

11 契約保証金

- (1) 相手方は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、相手方が保険会社との間に国を被保険者とする履行保証保険契約を結んでいる場合又は契約担当官より契約保証金の納付を免除された場合はこの限りでない。
- (2) 前号の契約保証金の額は契約金額の100分の10以上の額とする。
- (3) 第1号の契約保証金は、契約上の義務を履行しないときに国庫に帰属する。

12 権利義務譲渡

相手方は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合には、この限りでない。

13 下請負

相手方は、契約物品の全部又は主要部分の製造、修理、役務、物件の貸付その他の給付（以下「製造等」という。）を一括して第三者に請け負わせてはならない。ただし、契約書又は仕様書等において下請負の範囲について特別の定めがある場合のほか、次の各号に該当し、製造等の全部又は一部を第三者に請け負わせようとする場合には、あらかじめ、下請承認申請書を契約担当官等に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 相手方が、契約物品について製造等を行うべき設備を保有する部分の製造等を請け負わせる場合
- (2) 相手方が、契約物品について製造等を行うべき設備の一部を保有せず、当該部分についての製造等を請け負わせる場合で、当該下請負等の範囲が当該業種において通常行われる範囲を越えると認められる部分を請け負わせる場合

- (3) 相手方が、自ら製造等を行うべき設備等を保有しないで請け負わせる場合

14 納期等遅延

- (1) 相手方は、契約条項の定めがない場合において定められた納期若しくは履行期限（以下「納期等」という。）までに、契約物品の納入又は履行（以下「納入等」という。）を完了できない恐れがある場合には、次に掲げる事項を明らかにした納期（履行）猶予申請書及び理由書を契約担当官へ提出し、承認を受けなければならない。
- ア 納期等の遅延のおそれのある部分又は範囲
イ 納期等の遅延の原因及び理由
ウ その他必要と認める事項
- (2) 納期（履行）猶予申請書が提出された場合には、当該申請書について所要の調整を行った上、支障がないと認められるときは、納期等の猶予が承認され、その旨を相手方に通知する。
- (3) 相手方は、前号の定めにより承認された納期等の期日までに納入等を完了することが更に困難となった場合又は納入等を行うことができなかった場合には、再度申請書を提出し承認を受けなければならない。
- (4) 前3号の規定は、契約条項に規定する納期等遅延の申請において、その方法に係る定めがない場合も同様とする。
- (5) 第1号の承認にあたり、納期等の遅延の原因又は理由が相手方（下請負者等を含む。）の責に帰すべきものと判断された場合には、相手方は、延納日数に応じ契約条項の定めるところにより、遅滞料を支払わなければならない。ただし、契約条項の定めがない場合には、納期等の翌日から起算して納入等の完了の日まで、遅滞1日についてその遅滞金額の1,000分の1に相当する金額を契約担当官の指定する期日までに納付しなければならない。ただし、その金額が100円未満であるときにはこの限りではない。
- (6) 相手方が、前号に規定する遅滞料を契約担当官の指定した期日までに納付しない場合には、納付期間満了の日の翌日から納付した日までの日数に応じ、未納金額に対し、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項本文の規定に基づき財務大臣の定める延納利息の率を乗じて計算した金額を延納利息として契約担当官に支払わなければならない。

15 契約の解除等

- (1) 契約担当官は、契約条項の定めがない場合において次の各号の一に該当する場合は、契約の一部又は全部を解除することができる。
- ア 相手方が天災地変、その他相手方の責に帰しがたい理由により契約の解除を申し出て、契約担当官がこれを承諾した場合
イ 相手方がアに規定する場合のほか、契約の解除を申し出たとき。
ウ 相手方が、完全に契約の履行を行わないとき。
エ 相手方が、契約上の義務に違反したことにより目的を達成する見込みがないとき。

- オ 相手方又はその代理人が、契約担当官又はその補助者である検査官（以下「検査官等」という。）の行う検査に際し、不正行為を行い、又は検査官等の職務の執行を妨げたとき。
- (2) 相手方は、契約の解除を申し出る場合には、次に掲げる事項を明らかにした契約解除（承認）申請書及び理由書を契約担当官へ提出し、承認を受けなければならない。
- ア 契約の解除を申請する部分又は範囲
イ 契約解除の申請理由
ウ その他必要と認める事項
- (3) 前号の規定は、契約条項に規定する契約解除の申し出において、その方法に係る定めがない場合も同様とする。
- (4) 第1号イからオの規定により契約を解除したときは、契約保証金は、解除部分の金額の100分の10に相当する金額を国庫に帰属するものとし、契約保証金の納付を免除されている場合は、相手方は、解除部分の金額の100分の10に相当する金額を違約金として契約担当官の定める期限内に納付しなければならない。ただし、その金額が100円未満であるときはこの限りではない。
- (5) 相手方が、前号に規定する違約金を契約担当官の指定した期日までに納付しない場合には、第13項第6号の規定を準用する。

16 契約の変更

- (1) 契約担当官は、納入等が完了するまでの間において必要がある場合には、納期等、納入場所、履行場所その他の相手方から反対給付を受ける場所（以下「納入場所等」という。）、契約数量及び仕様書の内容その他相手方の義務に関し、契約の定めるところを変更するため、相手方と協議することができる。
- (2) 契約担当官は、前号の規定により契約に定めるところを変更したときには、相手方と協議の上、契約金額を変更することができる。
- (3) 前号の規定により協議が行われる場合には、相手方は、見積書を作成し、速やかに契約担当官に提出しなければならない。
- (4) 相手方は、契約により契約担当官のなすべき行為が遅延した場合において必要があるときには、履行期限を変更するため契約担当官と協議することができる。

17 事情の変更

- (1) 契約担当官及び相手方は、契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他の著しい事情の変更により、契約に定めるところが不当になったと認められる場合には、この契約に定めるところを変更するため協議することができる。
- (2) 前項第2号の規定は、前号の規定により、契約金額の変更に関して協議を行う場合に準用する。

18 監督・検査等

- (1) 相手方は、契約書及び仕様書等の定めるところに従い、監督又は検査（以下「監督等」という。）の職務の遂行に関する細部について、監督官又は検査官（以下「監督官等」という。）と協議しなければならない。
- (2) 相手方は、契約条項、仕様書等、契約担当官が定める監督・検査実施要領に基づき、監督等を受けるものとする。
- (3) 相手方は、監督等を受けようとする場合で、監督官等の要求があるときは、あらかじめ、当該契約物品の社内検査を実施し、その成績書その他の資料を提出又は提示しなければならない。
- (4) 完成検査（納入に先立ち契約物品の品質を確認するための検査をいう。以下同じ。）は、当該検査希望日までに十分な余裕をもって検査官へ検査に係る通知をするものとする。
- (5) 受領検査（受領に際して行われる検査をいう。以下同じ。）の通知は、契約物品を納入場所に持ち込んだときに納品書をもって直ちに完成検査の申し出と同時にを行うものとする。
- (6) 検査官は、前2号に規定する通知を受けた日から起算して下表に掲げる日以内に検査又は確認を行うものとする。

形態 \ 区分	工 事	その他の給付
約定期間	14日以内	10日以内
特別約定期間	21日以内	15日以内
約定なし	10日以内	

- (7) 相手方は、前号に規定する検査に合格しないときには、遅滞なくこれを修補し、改めて検査を受けなければならない。この場合、前号に規定する期間は、検査官が相手方から修補した旨の通知を受けた日から起算するものとする。

19 代金の支払請求

- (1) 相手方は、製造等の対価の支払を請求しようとするときは、前条に規定する検査に合格又は確認が完了したのちに適法な請求書2部を航空自衛隊第4航空団分任資金前渡官吏（以下「分任資金前渡官吏」という。）へ提出するものとする。
- (2) 代金の支払は、契約条項の規定によるものとし、定めのない契約については、分任資金前渡官吏が前号に規定する請求書を受領した日を起算日として下表に掲げる日以内に支払うものとする。

形態 \ 区分	工 事	その他の給付
約定期間	40日以内	30日以内
特別約定期間	60日以内	45日以内
約定なし	15日以内	

- (3) 約定期間内に支払が行われない場合は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律

(昭和24年法律第256号)に基づき、支払期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未払金額に対し、同法第8条第1項の規定に基づき財務大臣の定める政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した金額を遅延利息として相手方に支払われる。

20 契約不適合

- (1) 相手方は、納入された契約物品に契約不適合（納入された契約物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと。以下同じ。）がある場合は、契約担当官は、相当の期間を定めて相手方に修補（良品との取替え及び数量不足の場合における数量の追加を含む。以下同じ。）を請求するものとする。ただし、契約物品の契約不適合が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するとき、その他修補を請求することが相当でないと認められるときは、修補の請求に代えて代金の減額を請求することができる。
- (2) 契約物品の契約不適合が、相手方の責に帰すべき事由によるものである場合は、契約担当官は、前号の請求に際し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
- (3) 契約担当官は、契約物品の契約不適合が重要であり、そのため契約の目的を達することができないと認める場合は、契約を解除することができる。この場合において、契約担当官は返還すべき契約物品が既にその用に供せられていたとしてもこれにより受けた利益を返還しないものとし、相手方は返還すべき金銭に利息を付さないものとする。
- (4) 修補の請求若しくは代金の減額の請求又は解除の通知は、第17項第6項に規定する検査又は確認の日（相手方が契約物品の契約不適合について知って告げなかった場合は、当該契約不適合が発見された日）から1年以内に発しなければならない。ただし、修補の期限がこの期間の満了の日以後に到来することとなっているときは、代金の減額の請求又は契約の解除の通知に関しては、当該期限の到来の日から2週間を経過する日までこの期間を延長する。
- (5) 契約担当官は、物品の買入に係る契約について、第17項第6項に規定する検査において契約物品の全数について数量の確認を行った場合は、契約物品の契約不適合として数量の不足を主張することはできない。
- (6) 相手方は、第4号による通知を受けた上で必要な場合は、契約担当官に対し異議を申し立てることができる。契約担当官は、審査の上、乙の申立てに正当な事由があると認める場合は、当該修補の請求若しくは代金の減額の請求又は解除の通知を取り消し若しくは変更するものとする。
- (7) 契約条項の定めのない契約に係る契約不適合のある契約物品の修補の義務の履行については、性質の許す限り、この契約心得を準用する。
- (8) 前各号の規定は、第1号の規定に基づき修補され、再度引き渡された契約物品になお当該修補に係る契約不適合がある場合に準用する。
- (9) 修補に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

- (10) 相手方は、第2号の規定により契約担当官から損害賠償の請求を受けたときには、契約担当官の指定する期日までに損害賠償金を納付しなければならない。
- (11) 相手方が、前号に規定する期日までに損害賠償金を納付しない場合は、第13項第6号の規定を準用する。
- (12) 相手方が、第1号の規定による期日までに修補しない場合は、第13項第5号の規定を準用する。ただし、天災地変その他乙の責に帰さない事由により修補期限を延長する場合は、この限りではない。

21 相殺

契約担当官が相手方に対し、この契約又は他の契約において債権又は債務を有するときには、その債権と債務の対等額について相殺することができる。

22 サプライチェーン・リスクへの対応

- (1) 相手方は、契約物品（役務供給契約における対象物品を含み、ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下同じ。）又は官給品等について、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざるぜい弱性を除く。以下「障害等リスク」という。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等（以下「ソースコード等」という。）の埋込み又は組込みその他契約担当官の意図せざる変更を行ってはならない。
- (2) 相手方は、契約物品及び官給品等について、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み若しくは組込み、その他甲の意図せざる変更が行われないように相当の注意をもって管理しなければならない。
- (3) 相手方は、契約物品又は官給品等について、契約担当官の能力に対抗し、若しくはこれを毀損する動機を有するおそれのある者又はその者から不当な影響を受けるおそれのある者が開発、設計又は製作したソースコード等（乙がその存在を認知し、かつ、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきものに限り、主要国において広く普遍的に受け入れられているものを除く。）を直接若しくは間接に導入し、又は組み込む場合には、これによって障害等リスクを有意に増大しないことを調査、試験その他の任意の方法により確認又は判定するものとする。
- (4) 契約担当官は、相手方が専ら契約担当官の仕様のために特に導入し、又は組み込むソースコード等の全部若しくは一部に係る障害等リスクについて相手方から照会を受けた場合であって、相手方による前3号の規定の実施を補完する必要があると認めるときは、相当の期間をもってこれに回答するものとする。
- (5) 第1号から第3号までに定めるもののほか、相手方は、特約条項及び仕様書の定めるところにより、サプライチェーン・リスク（契約物品又は官給品等の取扱いに係るサプライチェーンにおいて、障害等のリスクが潜在するソースコード等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われるリスクをいう。）に確実に対応しなければならない。

(6) 第12項の規定は、前5号についても適用する。

23 不当介入を受けた場合の措置

相手方は、自らまたは下請負者（再下請負者以降の全ての下請負を含む。）が、暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者（別紙第1のとおり。以下「排除対象者」という。）による不当介入を受けたことを認知した場合には、直ちに警察へ通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、別紙様式「排除対象者による不当介入の概要」により速やかに契約担当官に報告するものとする。

24 その他

この心得に明示していない事項又は契約について疑義若しくは紛争が生じた場合は、契約担当官と協議して解決するものとする。

附則 この心得は、平成27年10月2日から適用する。

附則 この心得は、平成28年6月1日から適用する。

附則 この心得は、令和5年7月3日から適用する。

附則 この心得は、令和8年1月28日から適用する。

暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者

- 1 「暴力団が実質的に経営を支配する者」とは、次に該当する者をいう。
法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を言う。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- 2 「これに準ずる者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (2) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの(年月日を含む。))ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれら提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適切な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて支店官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う

上記事項について、入札書(見積書)の提出をもって誓約いたします。

契約担当官 殿

住所
会社名
代表者名

排除対象者による不当介入の概要

貴(契約担当官名)が発注した公共事業等において排除対象者による不当介入を受けたため〇〇警察署への通報を行ったことを併せて、「下記のとおり報告いたします。

記

契約機関等 (部課等名まで記入)	
調達要求番号等	
品名・数量	
契約金額	
不当介入に係る行為者	住所・氏名
発生日時・場所	
不当介入の内容・被害の状況	
警察への通報、捜査上必要な協力に ついての対応状況	
その他特記事項	

注 記入要領は、付紙のとおり。

記入要領

別紙様式の各項目について、次の要領により記入する。

- 1 住所、会社名、代表者名及び印については、契約書記載の内容とする。
- 2 「契約機関等」の欄には、当該契約締結の機関名(部課等名まで)を記入する。
- 3 「調達要求番号等」の欄には、調達要求書記載の「調達要求番号」または契約書記載の「契約番号」等を記載する。
- 4 「品名・数量」の欄には、契約書に記載の「品名」又は「件名」等を記載する。
- 5 「契約金額」の欄には、契約金額及び変更契約をした場合は変更契約金額を記入する。
- 6 「不当介入に係る行為者」の欄には、「住所」及び「氏名」を記入する。
- 7 「発生日時・場所」の欄には、不当介入を受けた日時・場所を記入する。
- 8 「不当介入の内容。被害の状況」の欄には、不当介入を受けた事実内容を詳細に記入する。また、不当介入により被害を受けた場合は、その事実内容を詳細に記入する。
- 9 「警察への通報、捜査上必要な協力についての対応状況」の欄には、通報先の警察署名、通報日時、捜査上必要な協力を行った場合は、その内容を詳細に記入する。
- 10 「その他特記事項」は、経緯等を把握するうえで必要な事項があれば記入する。